

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 8 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建 設 業 課 長  
建設市場整備課長

令和 2 年度第 3 次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 12 月 24 日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところです。

引き続き、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する等の観点から、令和 2 年度第 1 次補正予算及び第 2 次補正予算を強化するため、財政支出約 4 0 兆円、事業規模約 7 4 兆円の令和 2 年度第 3 次補正予算が令和 3 年 1 月 2 8 日に成立いたしました。

昨年 6 月 1 9 日に、令和 2 年度第 2 次補正予算に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和 2 年度第 3 次補正予算の成立を踏まえ、建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙のとおりまとめております。例えば、雇用調整助成金については、現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続させるほか、生産性革命推進事業などの設備投資や教育訓練を行う事業者向けの補助金・助成金制度が拡充されることになっております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上



## 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策①(三次補正後)

## 資金繰り関係

## 建設業向け金融事業 [別添①、②]

○地域建設業経営強化融資制度

・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。  
また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。

○下請債権保全支援事業

・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、早期に資金化することが可能となります。  
・また、不渡り猶予を受けた手形債権も損失補償助成の対象となります。

<金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

## 支援内容一覧 [別添③]

※一部、支援内容の変更や3次補正で拡充・期限延長などの措置が講じられております。

## セーフティーネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。

(※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】・・・3/23より47都道府県が指定

5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

## 緊急保証制度の適用 [別添⑤]

・セーフティーネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

## 民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

<対象要件>セーフティーネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

## セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

## 無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

○日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

○商工中金による危機対応融資

・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。

○マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)

・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

○特別利子補給制度

・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

## 日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

## 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

## 経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

## D B J・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

## 中小企業向け資本金性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

## 個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

■給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象

■貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)

■償還期限：2年以内 ■貸付利子：無利子

# 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策②(三次補正後)

## 助成金・給付金関係(雇用対策・売上減少等支援)

### 雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金) [別添⑱-1] (詳細は[別添⑱-2])

**※現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続されることになりました。**

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

#### ■助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)

※上限額は1人1日当たり15,000円

- 教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ

※中小企業2,400円、大企業1,800円

- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

#### ■受給要件

- 支給限度日数は通常1年間に100日であるが、別枠で利用が可能
- 生産指標の要件を緩和
- 事業所設置後1年未満も対象 など

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

＜雇用調整助成金について＞

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html)

### 小学校休業等対応助成金 [別添⑲]

**※支給対象となる期間が令和3年3月末まで延長されております。**

・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、

- ①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
- ②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

#### ■給付額

- ①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額  $\times 10/10$

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

- ②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

#### ■給付対象者

- ①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
- ②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方

(※)A: 臨時休業等した小学校等に通う子ども

B: 感染などにより休む必要がある子ども

＜小学校休業等対応助成金について＞ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

### 産業雇用安定助成金 [別添⑳]

新規

・事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、助成。

#### ■助成内容等

- ・出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する(申請手続きは出向元事業主が行う)。
- ・雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。
- ・上記のほかにも要件あり

#### ■助成率・助成額

- ①出向運営経費(賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費)

|                | 中小企業    | 中小企業以外 |
|----------------|---------|--------|
| 出向元の労働者の解雇: 無し | 9/10    | 3/4    |
| 出向元の労働者の解雇: 有り | 4/5     | 2/3    |
| 上限額            | 1万2千円/日 |        |

- ②出向初期経費(就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元で予め行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費)

|        | 出向元           | 出向先 |
|--------|---------------|-----|
| 助成額    | 各10万円/1人当(定額) |     |
| 加算額(※) | 各5万円/1人当(定額)  |     |

(※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額が加算。

＜産業雇用安定助成金について＞ [https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122_00003.html)



# 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③(三次補正後)

## 持続化給付金 [別添②]

※申請期限に間に合わない事情がある方については、書類の提出期限をR3/1/31～R3/2/15まで期限延長(1/31までに書類の提出期限延長の申込が必要)

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

### ■給付額

・法人は200万円、個人事業者等は100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)

### ■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少

<計算方法>

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12か月)

・事業収入等(※)を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

・(※)個人事業主は、主たる収入を「事業収入」で確定申告した人が支給対象であったが、「雑所得」や「給与所得」で申告した人も対象。

・2020年1月～3月の間に操業した事業者も対象に追加。

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[別添②]

拡充

※今般、シフト制の方や短時間休業なども対象に追加されました。

※大企業への対象拡大などの制度拡充等については、今後の動向を注視ください。

・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、支給。

### ■給付対象者

R2/10/1～R3/2/28までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)

した中小企業の労働者

### ■支援金額の算定方法

①1日当たり支給額(11,000円が上限) × ②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

①:休業前の1日当たり平均賃金額 × 80%

②:各月の日数(30日又は31日)－就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

<休業支援金・給付金について> <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

## 家賃支援給付金 [別添③]

※新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、R3/2/15まで申請期限を延長

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

### ■給付対象者

・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

### ■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

→法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

<家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

## 事業再構築補助金 [別添④]

新規

※3月に公募開始予定ですが、今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

・新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援。

### ■給付対象者

・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等

※付加価値額の目標達成が必要

### ■補助対象経費

・建物費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等(人件費・旅費除く)

### ■給付額・給付率

|    | 通常枠                               | 卒業枠              | グローバルV字回復枠       |
|----|-----------------------------------|------------------|------------------|
| 中小 | 100～6,000万円・2/3                   | 6,000万円超～1億円・2/3 | —                |
| 中堅 | 100～8,000万円・1/2<br>(4,000万円超は1/3) | —                | 8,000万円超～1億円・1/2 |

<事業再構築補助金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai-koutiku/index.html>



## 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④(三次補正後)

## その他(事業再開・設備投資・教育訓練等)支援関係

## 中小企業生産性革命推進事業

[別添②⑤]

改編

※詳細については、今後発表される情報をご確認ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させることが必要。

・そのため、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠に改編。

※これまでの特別枠はR2/12で募集終了

| 補助上限・補助率                  | 通常枠                     | 新特別枠<br>(低感染リスク型ビジネス枠)           |
|---------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| ものづくり補助金<br>(設備導入、システム構築) | 1,000万円・<br>1/2(小規模2/3) | 1,000万円・2/3                      |
| 持続化補助金<br>(販路開拓等)         | 50万円・2/3                | 100万円(※)・3/4<br>※感染防止対策費も一部支援    |
| IT導入補助金<br>(IT導入)         | 450万円・1/2               | 450万円(※)・2/3<br>※テレワーク対応類型は150万円 |

<中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

## 中小企業強靱化対策事業

[別添②⑥]

拡充

・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。

➢新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援

➢認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能

・本特例の適用対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。※改正法律案の成立が条件

<事業継続力強化計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

## 働き方改革推進支援助成金

[別添②⑦]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

## 業務改善助成金

[別添②⑧]

拡充

・企業の生産性向上に資する設備投資などで業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費を助成。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html)

## 人材開発支援助成金

[別添②⑨]

拡充

・職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

➢業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象(拡充)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

## トライアル雇用助成金

[別添③⑩]

拡充

・離職期間3カ月以上で同業経験のない人を雇った企業には、試用期間(最大3カ月)の賃金を最大月4万円助成。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/trial\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html)

## 税制関係

## 中小企業経営強化税制の特例

[別添③⑪]

拡充

・経営力向上計画に基づき、設備投資を行うことで、即時償却または7%の税額控除の適用を受けることが可能。

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

<経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

## 中小企業投資促進税制の特例

[別添③⑫]

・中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)※のいずれかの適用を認める措置。

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

## 少額減価償却資産の特例

[別添③⑬]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。



## 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策⑤(三次補正後)

## その他(税制)支援関係

## 固定資産税等の軽減 [別添③④]

## 1. 固定資産税・都市計画税の減免

・中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合あり

※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要

## 2. 固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されます。

※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ～1/2軽減

・本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限を2年間延長(2023年3月末まで)。

<先端設備等導入計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

3. 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置 新規

・土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置予定。

※改正法律案の成立が条件

## 納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添③⑤]

・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。

・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

## 欠損金の繰戻し還付 [別添③⑥]

・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

・本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

・R2/2/1からR4/1/31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用。

## 確定申告の期限延長 [別添③⑦]

新規

・緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(R3/2/16～3/15)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律でR3/4/15まで延長されます。

## 中小企業者等の法人税率の特例の延長 [別添③⑧]

・中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について本則では19%のところ、更に15%まで軽減されます

・本特例の適用期限を2年間延長予定(2023年3月末まで)。

※改正法律案の成立が条件

## 経営相談関係

## 経営相談窓口の設置 [別添③⑨]

・中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応します。【土日・祝日も対応】

## 専門家による経営アドバイス [別添④⑩]

・資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます

③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします

④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始

※事前申し込みが必要な場合があります。

詳細は、各資料を参照ください。

## 【主な参考リンク集】

○経済産業省 コロナ支援策パンフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○内閣官房 コロナ各種支援集

<https://corona.go.jp/action/>

○厚生労働省 助成金関係

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

○国土交通省 金融支援事業

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000076.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000076.html)

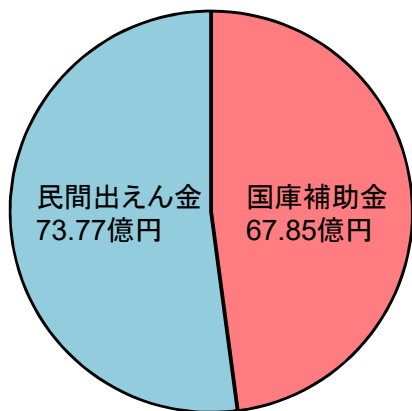


- 本制度は、元請建設企業が公共工事等の発注者の承諾を得たうえで、工事請負代金債権を譲渡し、融資を受ける仕組み。
- 債権を譲渡された事業協同組合、公共工事前払金保証会社の子会社等（融資事業者）は、当該債権を担保に、国費と民間出えん金で造成された「建設業安定化基金」の債務保証を受けて資金調達を行い、元請建設企業に対し低利での融資が可能。
- 元請建設企業への円滑な資金供給により、工事途中段階における資金繰りの改善、経営基盤の強化が図られるとともに、下請建設企業に対する適正な代金の支払いを促進し下請建設企業の保護、連鎖倒産の防止に寄与。

（一財）建設業振興基金

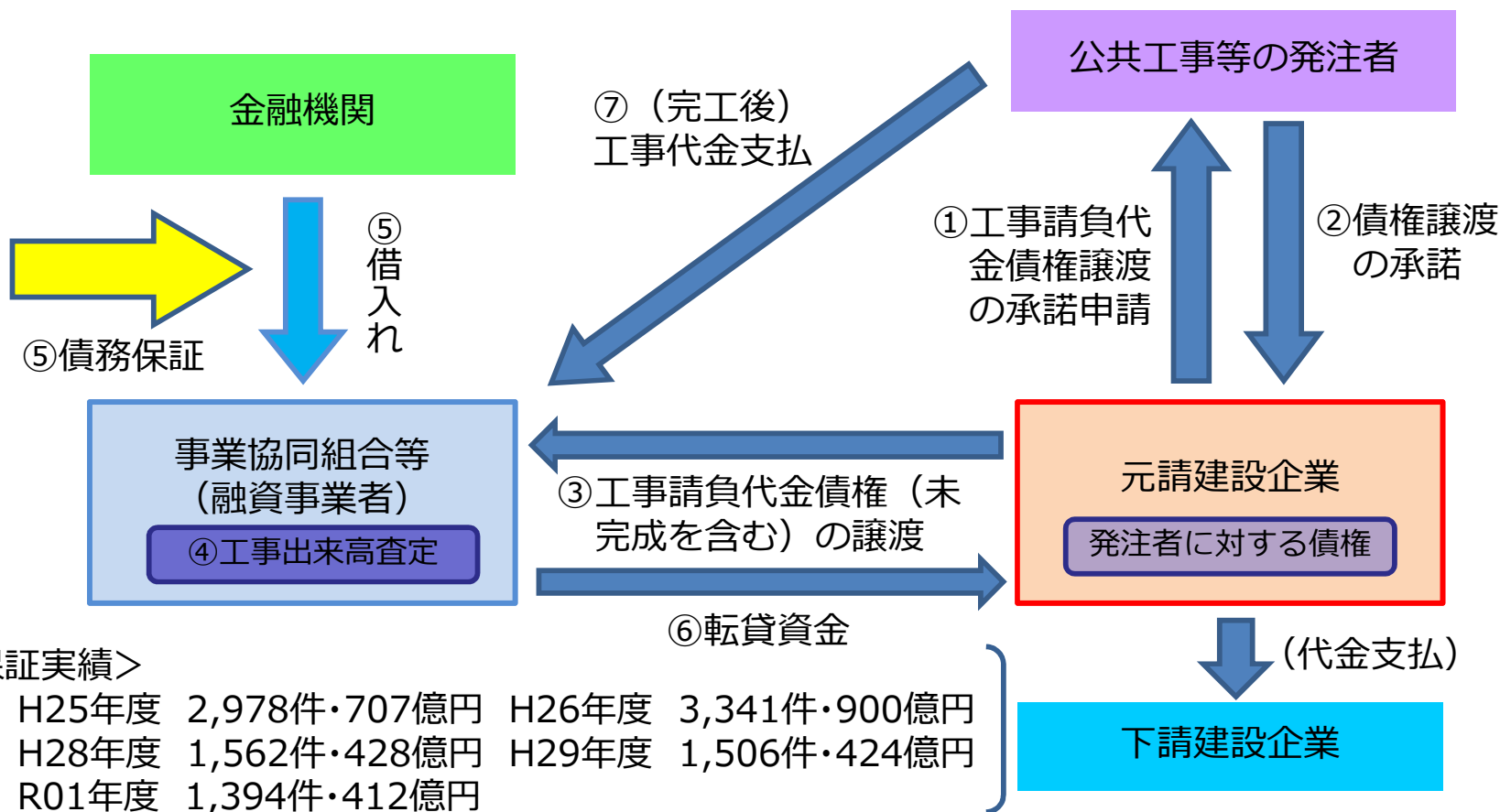
## 建設業安定化基金

基金残高 141.62億円  
（令和元年度末）



＜建設業安定化基金・債務保証実績＞

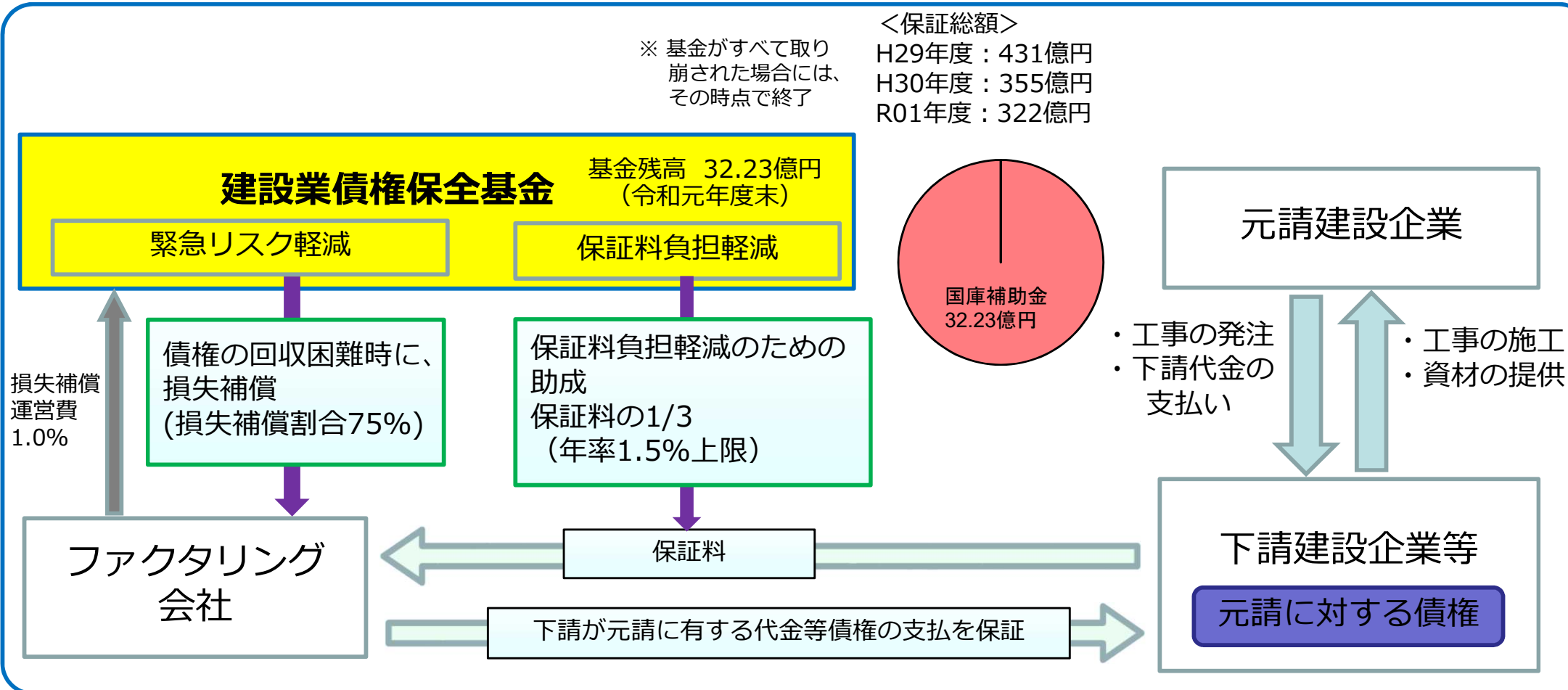
|       |              |       |              |       |              |
|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|
| H24年度 | 2,970件・694億円 | H25年度 | 2,978件・707億円 | H26年度 | 3,341件・900億円 |
| H27年度 | 2,372件・620億円 | H28年度 | 1,562件・428億円 | H29年度 | 1,506件・424億円 |
| H30年度 | 1,515件・417億円 | R01年度 | 1,394件・412億円 |       |              |



# 下請債権保全支援事業（平成22年3月～）

別添②

- 建設業の重層下請構造において、下請建設企業・資材業者が元請建設企業に対して有する下請代金等債権を保全することにより、下請建設企業等の経営・雇用の安定、元請建設企業の資金繰り悪化等による連鎖倒産の防止を図ることが必要。
- 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、元請からの債権回収が困難となった場合に、当該債権の支払いをファクタリング会社が保証する仕組みを構築。本基金により、
  - ・元請の倒産等により保証債務が履行された際に、ファクタリング会社に対し一定の範囲内で損失を補償。
  - ・下請建設企業等がファクタリング会社に支払う保証料が許容可能な水準に収まるよう、保証料を助成。





# 資金繰り 支援内容一覧

別添③

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

## 政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

### セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

### 新型コロナウイルス対策マル経融資

### 危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

## 民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

### セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。

### 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

+

危機関連保証枠（2.8億円）

### 信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

## 【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

## 【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

# セーフティネット保証 4号・5号

## セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

## ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：令和2年5月1日より全業種を指定しました。

## ※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

# 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、最近1カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

## 【イメージ図】



※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。  
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。  
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。  
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

## 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

## 【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。

➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。





# 民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

別添⑥

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。  
**各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。**

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

**【対象要件】**

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

|                                    | 売上高▲5%     | 売上高▲15%    |
|------------------------------------|------------|------------|
| 個人事業主<br>(事業性あるフリーランス含む、<br>小規模のみ) | 保証料ゼロ・金利ゼロ |            |
| 小・中規模事業者<br>(上記除く)                 | 保証料1/2     | 保証料ゼロ・金利ゼロ |

**【融資上限額】** 6,000万円（拡充前4,000万円）

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

**【補助期間】** 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

**【融資期間】** 10年以内 **【うち据置期間】** 最大5年

**【担保】** 無担保

**【保証人】** 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

**【既往債務の借換】**

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

**【申込期限】**

令和3年3月末までに金融機関を通じて信用保証協会にお申し込みください。

**【お問合せ先】**

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

# セーフティネット貸付の要件緩和

## セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%

※12月1日時点、貸付期間 5 年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

### ➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

別添⑧

### ※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度

(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるように要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は1月4日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】 ➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土曜日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 商工中金による危機対応融資 別添⑨

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。

**【融資対象】**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

**【資金の使いみち】**運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

**【既往債務の借換】**商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可

**【担保】**無担保

**【貸付期間】**設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

**【融資限度額】**6億円

**【金利】**当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）

※1月4日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

**【お問合せ先】**商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土曜日

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者



# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

## 新型コロナウイルス対策マル経融資 別添⑩

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）

を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

**1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。**

#### 【ご利用いただける方】

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（令和3年1月4日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

#### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

## 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

## 【利子補給】

・期間：借入後当初3年間（最長）

・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円）、  
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

## 【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-riho.jp/>

## 【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00



# 日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

## 【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
  - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
  - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
  - ・危機対応融資

## 【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
  - 中小事業 3億円、
  - 国民事業 6,000万円
- (2) 商工中金 3億円

## 【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
  - 中小事業 6億円、
  - 国民事業 8,000万円、
- (2) 商工中金 6億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

## 【お問合せ先】

### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

### ➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

# 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

別添⑬

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 特例緊急経営安定貸付

### 小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

#### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

#### 【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

#### 【貸付利率】

無利子

#### 【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

#### 【償還方法】

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

#### 【担保、保証人】

不要

#### 【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室  
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者



# 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

## 掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

#### ① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

#### ② 掛金月額 of 減額

掛金月額は、1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

### 【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

別添⑭

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

### 共済金の償還（返済）期日の繰下げ

#### <償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6ヶ月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

#### <これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6ヶ月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6ヶ月の据置期間に加え、6ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

### 一時貸付金の返済猶予

#### <令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

#### <令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6ヶ月間返済を猶予します。

※6ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

## 掛金の納付期限の延長等

### < (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

### < (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

### < (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくことになります(ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

## 【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_t.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html)



中小企業基盤整備機構HP  
(特例措置関連ページ)

## 【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室  
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# DBJ・商工中金による 危機対応融資

別添⑮

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

## （１）危機対応融資

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月間等(注)の売上高【又は過去 6 ヶ月(最近 1 ヶ月を含む。)の平均売上高】が前3年のいずれかの年の同期に比し 5 %以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

(注) 最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

### 【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

### 【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

### 【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

### 【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定  
(中堅企業に対しては、当初 3 年間▲0.5%の利下げ)

## （２）資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します

※中堅企業に対しては、当初 3 年間▲0.5%の利下げ

### 【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） [0120-598-600](tel:0120-598-600)

商工組合中央金庫相談窓口 [0120-542-711](tel:0120-542-711)



# 中小企業向け資本性資金供給・別添⑯

## 資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

### 1. 資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

#### 【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者

※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者  
貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

|           | 当初3年間及び<br>4年目以降赤字 | 4年目以降黒字   |       |
|-----------|--------------------|-----------|-------|
|           |                    | 5年1ヶ月・10年 | 20年   |
| 中小事業・商工中金 | 0.50%              | 2.60%     | 2.95% |
| 国民事業      | 1.05%              | 3.40%     | 4.80% |

### 2. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

### 3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）



#### 【お問合せ先】

##### 1. 資本性劣後ローン

日本公庫 <平日> 0120-154-505、<土曜> 0120-112476（国民）、0120-327790（中小）  
商工中金 <平日・土曜> 0120-542-711

##### 2. 中小企業経営力強化支援ファンド 及び 3. 中小企業再生ファンド

中小企業金融相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日 9:00～17:00

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

## ■ 緊急小口資金

→ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

#### 【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子

## ■ 総合支援資金（生活支援費）

→ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

### 【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

令和2年度第三次補正予算案:4,199億円  
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円  
令和2年度第一次補正予算額 359億円  
令和2年度第二次補正予算額 2,048億円  
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円  
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。  
○万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。  
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

## 【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

|       | 本則                             | 特例措置                                                                |
|-------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 貸付対象者 | 緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等 | <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u> |
| 貸付上限  | 10万円以内                         | <u>学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内<br/>その他の場合、10万円以内</u>              |
| 据置期間  | 2月以内                           | <u>1年以内</u>                                                         |
| 償還期限  | 12月以内                          | <u>2年以内</u>                                                         |
| 貸付利子  | 無利子                            | <u>無利子</u>                                                          |

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

## 【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

|       | 本則                                               | 特例措置                                                            |
|-------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 貸付対象者 | 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  | <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u> |
| 貸付上限  | (二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内<br>(単身)月15万円×3月以内=45万円以内 | 同左                                                              |
| 据置期間  | 6月以内                                             | <u>1年以内</u>                                                     |
| 償還期限  | 10年以内                                            | 同左                                                              |
| 貸付利子  | 保証人あり:無利子<br>保証人なし:年1.5%                         | <u>無利子</u>                                                      |

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。